

## 地域福祉の活動に 補助金を交付します

市民の皆さんの地域福祉活動に、補助金を交付します。詳しくはお尋ねください。  
応募期間：5月1日(火)～31日(木)

対象団体：地域福祉活動を行う団体またはグループ  
対象事業：住民参加により地域の福祉を推進する活動  
補助金：活動に直接必要な経費（活動収入は差し引きません）

応募方法：福祉推進課（本庁舎一階）で配布する申請書に必要事項を記入し、同課へ提出

\*申請書は市ホームページからもダウンロードできます。  
\*審査により、補助金を交付できない場合があります。

問い合わせ：福祉推進課福祉推進担当・TEL内線2513

## 「川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例」説明会

同条例は、廃棄物処理施設を設置などする際に、事業者

と住民との紛争を未然に防止することを目的として、七月から施行されます。

### 説明会

一 事業者につき二人まで。  
日時：5月11日(金)、午後2時～3時30分  
会場：市民会館会議室  
定員：先着百人

申し込み：産業廃棄物指導課（本庁舎五階）で配付する「条例説明会出席予約票」に必要事項を記入し、同課に持参（ファクス可）

\*予約票は、市ホームページからダウンロードすることもできます。

問い合わせ：産業廃棄物指導課審査担当・TEL内線2642・FAX226-9800

## 川越都市計画中央通り沿道街区土地区画整理事業の決定

三月十三日、川越都市計画中央通り沿道街区土地区画整理事業の施行区域が、次のとおり決定しました。

今後、区域内で建築しようとする場合には、建築許可の申請が必要になる場合があります。

ます。詳しくはお尋ねください。

### 施行区域

本川越駅前交差点から連雀町交差点までの約一・五ヘクタール（中原町一丁目・連雀町・新富町一丁目目の各一部）

問い合わせ：都市整備課事業推進担当・TEL内線3221

## 川越市公民館運営 審議会委員を公募

公民館で行う各種事業について審議する、同審議会の委員を公募します。

応募資格：市内在住・在勤・在学の成人で、年四回程度（おもに平日）の会議に出席できる方。ただし、NPO法人などの関係者・学識経験者は市外でも可

定員：学校教育・社会教育の振興、家庭教育の向上に役立つ活動をしている方二人

任期：平成21年3月31日(火)まで

選考方法：提出書類の審査と面接による選考（結果は全員に通知します）

応募方法：中央公民館で配付する応募用紙に必要事項を記入し、5月31日(木)（必着）までに〒350-0054

三久保町一八・三・中央公民館に郵送または持参  
問い合わせ：中央公民館・TEL222-1394

## 国際貢献事業に補助 します

地域の国際化に貢献する活動を行っている市民団体に対し、補助金を交付します。

対象事業：海外への青少年などの派遣・海外からの青少年などの受け入れ・海外文化の紹介などを通じて、市民の国際交流や国際理解を促進する事業

▼教育・地球環境・公衆衛生・農業技術などの分野で、啓発活動や技術援助などを通じて国際協力を展開する事業

▼日本語指導・通訳などのボランティア活動を通じて、外国籍市民が暮らしやすいまちづくりを促進する活動

問い合わせ：国際交流課国際交流担当・TEL内線2141

### ～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 法廷傍聴ツアー さいたま地方裁判所川越支部庶務課・TEL225-3500  
刑事事件の法廷傍聴など。6月12日(火)、午後1時30分～4時30分。さいたま地方裁判所川越支部。30人（抽せん）。無料。申し込み…往復ハガキ（1枚に2人まで）に参加者の住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記し、5月21日(月)（必着）までに〒350-8531宮下町2丁目1-3・さいたま地方裁判所川越支部庶務課
- 市役所本庁舎地下食堂の出店者が変わり、4月16日から利用できるようになりました 管財課庁舎管理担当・TEL内線2322

## 光化学スモッグにご注意ください

五月から九月にかけて、日ざしが強く、南から風が吹く日は、光化学スモッグが発生しやすいくなります。

光化学スモッグは、自動車の排気ガスや工場のばい煙などに含まれる窒素酸化物や炭化水素が、太陽光を受けて光化学反応を起こし発生します。発生すると、目やのどの

痛みなどの健康被害が出るおそれがあります。  
**防災行政無線でお知らせ**

市では、防災行政無線を使って「光化学スモッグ注意報」などの発令・解除を次のようにお知らせします。

**注意報発令**：「こちらは防災川越、川越市役所環境保全課です。たぐいま埼玉県から光化学スモッグ注意報が発令されました。屋外での運動や外出はできるだけ控

えましょう」

**注意報解除**：「こちらは防災川越、川越市役所環境保全課です。埼玉県から発令されておりました光化学スモッグ注意報は、たぐいま解除されました」

\*光化学スモッグ注意報などの発令・解除については、環境保全課にお尋ねください。また、県青空再生課の電話・ファクス応答サービス（TEL・FAX 048-857-7100）

およびホームページの「県南西部地区」の情報で確認することができま

す。  
県青空再生課ホームページ  
<http://www.talk-kaiji.pref.saitama.jp/>

**注意報などが発令されたら**  
●外での激しい運動は避ける  
●目などに刺激を感じたらすぐに屋内に入る  
●乳幼児や高齢者は被害を受けやすいので、特に注意する

●目やのどが痛い場合は、洗眼やうがいをする  
●洗眼やうがいをしてもよくならない・呼吸困難やけいれんなどの症状があるときは、医師の診断を受ける

●健康被害の症状が出た場合は、環境保全課または保健予防課へ連絡する

●問い合わせ：環境保全課大気保全担当・TEL内線2623  
▼保健予防課感染症担当・TEL 227-5102

## アスベスト調査結果について

市では、市内大気汚染常時監視測定局で、年2回アスベスト（石綿）の大気環境中の調査を実施しました。

調査結果は表のとおりです。大気汚染防止法における基準と比較すると、十分低い値となっています。今後も、監視を引き続き実施していく予定です。

問い合わせ…環境保全課大気保全担当・TEL内線2622

### 測定結果

単位：本/リットル

調査地点	夏期	冬期	参考基準
川越測定局 (宮下町2丁目)	0.055	0.05未満	10

調査期間…夏期＝平成18年8月28日～30日▶冬期＝1月30日～2月1日(それぞれ3日間の平均)

測定方法…環境省のアスベストモニタリングマニュアル改訂版(平成5年12月)および空气中の繊維状粒子測定方法(JISK-3850)に準拠

\*参考基準＝大気汚染防止法で石綿製品製造工場の敷地境界で順守しなければならない基準。

## 化学物質の排出量などの集計結果について

「化学物質排出把握管理促進法」および「埼玉県生活環境保全条例」により、一定規模以上の事業者は、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量や廃棄物などとして事業所外へ移動する量および取扱量を毎年把握して、翌年度に届け出が必要になっています。

市では、昨年度に届け出のあった市内の化学物質の排出量など(平成17年度実績)について集計しましたので、その結果をお知らせします。

なお、集計結果の詳細については、環境保全課(本庁舎5階)または市ホームページでご覧になれます。

問い合わせ…環境保全課大気保全担当・TEL内線2623

### 平成17年度の化学物質の排出量・移動量等集計結果

単位：トン/年

	取扱量	排出量	移動量	排出量・移動量合計
川越市	48,595	688	365	1,053
埼玉県	765,306	14,253	10,301	24,554
全国	—	258,677	230,956	489,633

\*平成16年度と比較すると、取扱量・排出量・移動量ともに増加しました。

取扱量…事業所で使用・製造などした化学物質の量

排出量…事業所から大気や公共用水域などの環境中へ、排出された化学物質の量

移動量…廃棄物や下水として事業所の外へ移動した化学物質の量